

測量業務共通仕様書

測量業務共通仕様書目次

第 1 条	(適用)	50
第 2 条	(作業実施)	50
第 3 条	(用語の定義)	50
第 4 条	(業務の着手)	52
第 5 条	(設計図書の支給及び点検)	52
第 6 条	(監督員)	52
第 7 条	(管理技術者)	52
第 8 条	(主任技術者)	53
第 9 条	(担当技術者)	53
第10条	(提出書類)	53
第11条	(打合せ等)	54
第12条	(業務計画書)	54
第13条	(資料の貸与及び返却)	54
第14条	(関係官公庁への手続き等)	55
第15条	(地元関係者との交渉等)	55
第16条	(土地への立入り等)	55
第17条	(成果等の点検)	56
第18条	(成果物の提出)	56
第19条	(関連法令及び条例の遵守)	56
第20条	(検査)	56
第21条	(修補)	57
第22条	(条件変更等)	57
第23条	(契約変更等)	57
第24条	(履行期間の変更)	57
第25条	(一時中止)	58
第26条	(委託者の賠償責任)	58
第27条	(受託者の賠償責任)	58
第28条	(部分使用)	58
第29条	(再委託等)	59
第30条	(成果物の使用等)	59
第31条	(守秘義務)	59
第32条	(個人情報取扱い)	60
第33条	(安全等の確保)	60
第34条	(臨機の措置)	61
第35条	(履行報告)	61
第36条	(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)	61

測量業務共通仕様書

第1条 (適用)

測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、熊本県農林水産部が実施する農業農村整備事業の測量業務及びこれに類する業務（以下「測量業務等」という。）を実施する場合、熊本県公共工事関係業務委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受託者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 本業務において使用する計量単位については、国際単位系（S I）によるものとする。

第2条 (作業実施)

測量業務等は、熊本県農林水産部の定める「熊本県土地改良事業測量作業規程（平成23年5月18日付け承認番号国国地第72号）」（以下「測量作業規程」という。）により実施するものとする。

第3条 (用語の定義)

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、熊本県知事又はその職務代理者をいう。
- (2) 「受託者」とは、測量業務等の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、約款第9条第1項に規定する者をいう。
- (4) 「検査員」とは、測量業務等の完了の検査に当たって、約款第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、約款第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「主任技術者」とは、測量作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者で、測量作業規程第8条の規程に基づき受託者が定めた者をいう。
- (7) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当するもので、受託者が定めた者をいう。
- (8) 「契約図書」とは、約款及び設計図書をいう。
- (9) 「約款」とは、「熊本県公共工事関係業務委託契約約款」（平成24年1月10

日告示第15号)をいう。

- (10) 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、質問回答書をいう。
- (11) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸条件を含む）を総称していう。
- (12) 「共通仕様書」とは、測量業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (13) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (14) 数量総括表とは、測量業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (15) 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
- (16) 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (17) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、測量業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (18) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- (19) 「通知」とは、委託者又は監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者又は監督員に対し、測量業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、測量業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21) 「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、委託者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (22) 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た測量業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (23) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (24) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (25) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (26) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、測量業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
なお、電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
- (28) 「成果物」とは、受託者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (29) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務等の完了を確認すること

をいう。

- (30) 「打合せ」とは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (31) 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (32) 「協力者」とは、受託者が測量業務等の遂行に当たって、再委託等する者をいう。
- (33) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、もしくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (34) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。

第4条 （業務の着手）

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務等の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

第5条 （設計図書の支給及び点検）

受託者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

- 2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めた場合には、受託者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

第6条 （監督員）

委託者は、測量業務等における監督員を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 約款の規定に基づく監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。
- 4 監督員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者は、その指示等に従わなければならない。監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

第7条 （管理技術者）

受託者は、測量業務等における管理技術者を定め、委託者に通知しなければならない。

- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。

- 3 管理技術者は、測量業務等の履行に当たり、測量士の有資格者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 管理技術者に委任できる権限は、約款第10条第2項に規定した事項とする。
ただし、受託者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、委託者に書面をもって報告しなければならない、その報告がない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（約款第10号第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、委託者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

第8条（主任技術者）

受託者は、業務の実施に当たって主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。

- 2 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者でなければならない。
- 3 主任技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 4 主任技術者は、管理技術者を兼ねることができる。

第9条（担当技術者）

受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。

- 2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- 3 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 4 担当技術者は、管理技術者、主任技術者を兼ねることができる。

第10条（提出書類）

受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類等は除く。

- 2 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受託者は、業務委託料が100万円以上の業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員の確認を受けた後、土曜日、日曜日、祝日等を除く下記期間内に関東農政局土地改良技術事務所 AGRIS センター（以下「AGRIS センター」という。）に登録申請をしなければならない。
 - ① 当初契約時：契約後10日以内
 - ② 登録内容変更時：変更があった日から10日以内

③ 業務完了時：業務完了後10日以内

第11条（打合せ等）

測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録書に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を使用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録書を作成するものとする。

- 2 管理技術者等と監督員は、測量業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録書に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

第12条（業務計画書）

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務場所
 - (2) 業務内容及び方法
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 使用機器の種類、名称及び性能
 - (7) 成果物の内容、部数
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 安全等の確保
 - (10) その他
- 3 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 受託者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第13条（資料の貸与及び返却）

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与するものとする。

- 2 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに監督員に返却しなければならない。
- 3 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復し

なければならない。

- 4 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第 14 条 （関係官公庁への手続き等）

受託者は、測量業務等の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受託者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行なわなければならない。

- 2 受託者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議しなければならない。

第 15 条 （地元関係者との交渉等）

約款第 13 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は監督員が行うものとするが、受託者は、監督員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受託者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受託者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
- 4 受託者は、測量業務等の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。
- 5 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更しなければならない。

なお、変更にあつては期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

第 16 条 （土地への立入り等）

受託者は、屋外で行う測量業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、約款第 14 条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受託者は、測量業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は委託者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受託者は、これに協力しなければ

ならない。

3 受託者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは監督員と協議により定めるものとする。

4 受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受託者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第17条 (成果等の点検)

受託者は、観測、計算簿等の点検した箇所には、赤色の検付を付し、点検者の氏名及び点検年月日を記入するものとする。

第18条 (成果物の提出)

受託者は、測量業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

2 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

3 成果物は、原則として「熊本県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいた電子データにより提出するものとする。

第19条 (関連法令及び条例の遵守)

受託者は、測量業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第20条 (検査)

受託者は、約款第32条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。

2 委託者は、測量業務等の検査に先立って受託者に対して、検査日を通知するものとする。この場合、受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を書類、記録及び写真等により行うものとする。

なお、電子納品の検査時の対応については「熊本県電子納品運用ガイドライン(案)」を参考にするものとする。

(1) 測量業務等成果物の検査

(2) 測量業務等管理状況の検査

第21条（修補）

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

- 2 受託者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。
- 3 検査員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査員の指示に従うものとする。

第22条（条件変更等）

約款第19条第1項（5）に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督員が受託者に対して約款第19条、第20条及び第22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第23条（契約変更）

委託者は、次の各号に掲げる場合において、測量等業務の委託契約の変更を行うものとする。

- （1）業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- （2）履行期間の変更を行う場合
- （3）監督員と受託者が協議し、測量業務等施行上必要があると認められる場合
- （4）約款第31条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合

- 2 委託者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。

- （1）第22条の規定に基づき、監督員が受託者に指示した事項
- （2）測量業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- （3）その他、委託者又は監督員と受託者との協議で決定された事項

第24条（履行期間の変更）

委託者は、受託者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

- 2 委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更は行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受託者は、約款第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
- 4 約款第24条に基づき委託者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 25 条 （一時中止）

委託者は、約款第 21 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合には、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という」）による測量業務等の中断については、第 33 条の規程に基づき、受託者は適切に対応しなければならない。

（1）第三者の土地への立入り許可が得られない場合

（2）関連する他の測量業務等の進捗が遅れたため、測量業務等の続行を不相当と認めた場合

（3）環境問題等の発生により測量業務等の続行が不相当又は不可能となった場合

（4）天災等により測量業務等の対象箇所の状態が変動した場合

（5）第三者及びその財産、受託者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合

（6）前各号に掲げるものの他、委託者が必要と認めた場合。

2 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、測量業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

3 前 2 項の場合において、受託者は屋外で行う測量業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第 26 条 （委託者の賠償責任）

委託者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

（1）約款第 28 条に規定する一般的損害、約款第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、委託者の責に帰すべき損害とされた場合

（2）委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 27 条 （受託者の賠償責任）

受託者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

（1）約款第 28 条に規定する一般的損害、約款第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべき損害とされた場合

（2）約款第 41 条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合

（3）受託者の責により損害が生じた場合

第 28 条 （部分使用）

委託者は、次の各号に掲げる場合には、約款第 34 条の規定に基づき、受託者に対して部分使用を請求することができるものとする。

（1）別途測量業務等の使用に供する必要がある場合

（2）その他、特に必要と認められた場合

2 受託者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を委託者に提出しなければならない。

第 29 条 （再委託等）

約款第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者は、これを再委託等することはできない。

2 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託等に当たっては、委託者の承諾を必要としない。

3 受託者は、前 2 項に規定する業務以外の再委託等に当たっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。

4 受託者は、測量業務等を再委託等に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務等の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。

なお、協力者が、熊本県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合には、熊本県の指名停止期間中に再委託等してはならない。

第 30 条 （成果物の使用等）

受託者は、約款第 6 条第 5 項の定めに従い、委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

2 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第 8 条に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

第 31 条 （守秘義務）

受託者は、約款第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

3 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を第 1 2 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4 受託者は、当該業務に関しては委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。

5 取り扱う業務は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製しないこと。

6 受託者は、当該業務完了時に、委託者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。

7 受託者は、当該業務の遂行において、貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用に認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

第32条 (個人情報の取扱い)

委託者及び受託者は個人情報の取り扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受託者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。

個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。

2 受託者は、本業務により取得した個人情報（受託者から貸与を受けた個人情報を含む。以下「取得個人情報等」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。

3 受託者は、本業務を実施するために取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。

4 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。

5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複製し、又は複製してはならない。

6 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託等してはならない。

7 受託者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

8 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複製物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに委託者に返還しなければならない。ただし、委託者が廃棄又は消去を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 受託者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また、委託者は、受託者における取得個人情報等の管理状況について随時、受託者に対して取得個人情報等の取扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。

第33条 (安全等の確保)

受託者は、屋外で行う測量業務等に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受託者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受託者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、屋外で行う測量業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。
- 7 受託者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受託者は、屋外で行う測量業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第34条（臨機の措置）

受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第35条（履行報告）

受託者は、契約約款第16条の規定に基づき、履行状況報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第36条（屋外で作業を行う時期及び時間の変更）

受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

2 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。